

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

川島町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川島公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

平成三十二年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号、昭和五十七年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十五号、昭和六十三年埼玉県告示第百九十六号、昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十二号、平成二年埼玉県告示第百六十六号、平成五年埼玉県告示第五百三号、平成七年埼玉県告示第三百九十九号、平成九年埼玉県告示第四百二十号、平成十一年埼玉県告示第七百三十二号、平成十四年埼玉県告示第二百二十一号及び平成二十年埼玉県告示第四百七十号の事業地に、川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部を加える。

ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号、昭和五十七年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十五号、昭和六十三年埼玉県告示第百九十六号、昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十二号、平成二年埼玉

県告示第六十六号、平成五年埼玉県告示第五百三号、平成七年埼玉県告示第三百九十九号、平成九年埼玉県告示第四百二十号、平成十一年埼玉県告示第七百三十二号、平成十四年埼玉県告示第二百二十一号及び平成二十年埼玉県告示第四百七十号の事業地に、川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部を加える。